

八潮市犯罪被害者等見舞金の支給に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、八潮市犯罪被害者等支援条例（令和7年条例第1号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、八潮市犯罪被害者等見舞金（以下「見舞金」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第2条第1項に規定する犯罪行為をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は傷害（負傷又は疾病により、療養に要する期間が1箇月以上、かつ、通算3日以上入院が必要又は精神疾患により通算3日以上労務に服することができないと医師に診断されたもの。以下同じ。）をいう。
- (3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者であって、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時点において、市内に住所を有していたものをいう。

(見舞金の支給額及び支給対象者)

第3条 見舞金の額及び支給対象者は、次の各号に掲げる見舞金の種類の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 遺族見舞金
 - ア 支給額 30万円
 - イ 支給対象者 犯罪行為により死亡した者（当該犯罪行為が行われた時点において市内に住所を有していた者に限る。）の遺族（日本国内に住所を有している者に限る。）
 - (2) 傷害見舞金
 - ア 支給額 10万円
 - イ 支給対象者 犯罪行為により傷害を負った者（当該犯罪行為が行われた時点において市内に住所を有していた者に限る。）
- 2 見舞金の支給の対象となる犯罪行為は、警察にその被害が認知され、かつ、当該認知された事実を警察への照会等により市長が確認できるこ

とを要件とする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、支給対象者が、当該犯罪行為が発生した時点において、やむを得ない理由により市内に住所登録をせずに居住していた場合は、市内に住所を有していた者とみなすことができる。

(遺族の範囲及び順位)

第4条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、犯罪被害者が死亡した時点において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪被害者の配偶者等（配偶者、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者及び八潮市パートナーシップの宣誓に関する要綱（令和4年告示第104号）第4条の規定による宣誓を行った者（以下「パートナーシップ宣誓者」という。）をいう。以下「配偶者等」という。）
- (2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

- (3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- 2 犯罪被害者が死亡した時点において、胎児であった子が、その後出生した場合における前項の規定の適用については、その母が犯罪被害者の死亡した時点において、犯罪被害者の収入によって生計を維持していたときは前項第2号の子と、その他のときにあつては前項第3号の子とみなす。

- 3 遺族見舞金の支給の対象となる遺族の順位は、第1項各号に掲げる順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者にあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とする。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後とする。

- 4 前項の規定にかかわらず、同項の規定により第1順位となる遺族（以下「第1順位遺族」という。）が当該見舞金の申請をしない場合は、第2順位以降の遺族は、当該見舞金を申請することができない。

- 5 第1項の規定にかかわらず、犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、当該犯罪被害者の死亡によって遺族見舞金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の支給を受けることができる遺族としない。

- 6 第1順位遺族が2人以上あるときは、これらの者は、そのうちの1人を遺族見舞金の申請、請求及び受領についての代表者に選任しなければ

ならない。この場合において、市が当該代表者に対してした支給は、当該第1順位遺族全員に対してなされたものとみなす。

(支給の制限)

第5条 市長は、次に掲げる場合に該当するときは、見舞金を支給しないものとする。ただし、市長が見舞金を支給することが社会通念上適切であると認めるときは、この限りでない。

- (1) 支給対象者が、一の犯罪被害につき、他の地方公共団体から当該見舞金と同種の見舞金等の支給を受けているとき。
- (2) 犯罪行為が行われた時点において、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に親族関係（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の関係又は八潮市パートナーシップの宣誓に関する要綱第2条第1号に掲げるパートナーシップの関係を含む。）があったとき（当該親族関係が破綻していたと認められる事情等がある場合を除く。）
。ただし、犯罪被害者が18歳未満の者を監護していた場合は、この限りでない。
- (3) 犯罪被害について、犯罪被害者又は第1順位遺族に次のいずれかに該当する行為があったとき。
 - ア 当該犯罪行為を教唆し、又はほう助する行為
 - イ 過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為
- (4) 犯罪被害者又は第1順位遺族に次のいずれかに該当する事案があったとき。
 - ア 当該犯罪行為を容認していたこと。
 - イ 八潮市暴力団排除条例（平成25年条例第8号）第2条第3号に規定する暴力団関係者である者又はこれらの者と不適切な関係を有する者であったとき。
 - ウ 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたこと。
- (5) その他見舞金を支給することが社会通念上適切でないと思われるとき。

(支給の調整)

第6条 傷害見舞金の支給を受けた者が死亡した場合（当該傷害見舞金の支給に係る犯罪行為による被害に起因して死亡した場合に限る。）における遺族見舞金の額は、第3条第1項第1号に規定する遺族見舞金の額から、同項第2号に規定する傷害見舞金の額を控除した額とする。この場合において、他の地方公共団体において傷害見舞金と同種の見舞金等の支給を受けた者が当該犯罪被害により死亡した場合も同様とする。

2 犯罪被害者又は第1順位遺族が、他の地方公共団体から見舞金と同種の見舞金等の支給を受けているときは、当該支給を受けた額を減じて得た額を見舞金として支給するものとする。

（見舞金の支給申請）

第7条 見舞金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、八潮市犯罪被害者等見舞金支給申請書兼請求書（様式第1号）に、次の各号に掲げる見舞金の種類の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 遺族見舞金 次に掲げる書類

ア 犯罪被害者の死亡診断書その他の当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明する書類

イ 犯罪行為が行われた時点で犯罪被害者が市民であったことを証明する住民票の写しその他の証明書

ウ 戸籍謄本その他の犯罪被害者と申請者との続柄を確認することができる書類

エ 申請者が日本国内に住所を有していることを証明する書類

オ 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にある者であったときは、その事実を認めることができる書類

カ 申請者が犯罪被害者の死亡の当時パートナーシップ宣誓者であったときは、その事実を証明する書類

キ 申請者が配偶者等以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明する書類

ク 申請者が第4条第1項第2号に該当する者であるときは、死亡被害者の収入によって生計を維持していたことを証明する書類

ケ 第1順位遺族が2名以上あるときは、八潮市遺族見舞金代表者選任届（様式第2号）

コ その他市長が必要と認める書類

(2) 傷害見舞金 次に掲げる書類

ア 負傷し、又は疾病にかかった日、入院日数及び負傷又は疾病の状態に関する医師の診断書その他の書類であって、当該負傷又は疾病が傷害に該当することを証明することができるもの

イ 犯罪行為が行われた時点で申請者が市民であったことを証明する住民票の写しその他の証明書

ウ その他市長が必要と認める書類

(支給申請の期限)

第8条 見舞金の申請は、犯罪行為による死亡若しくは傷害の発生を知った日から2年を経過したとき又は犯罪行為による死亡若しくは傷害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。

(見舞金の支給決定)

第9条 市長は、第7条の規定による申請があったときは、速やかに見舞金の支給の可否を決定し、八潮市犯罪被害者等見舞金支給（不支給）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定を行うために必要があると認めるときは、申請者に報告若しくは文書その他の物件の提出を求め、又は申請者の同意を得て、条例第2条第4号に掲げる関係機関等に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(見舞金の支給決定の取消し等)

第10条 市長は、前条の規定により見舞金の支給の決定を受けた者（以下「受給者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、見舞金の支給の決定を取り消し、又は既に支給した見舞金を返還させることができる。

(1) 第5条各号に掲げる場合に該当することが判明したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により見舞金の支給の決定を受けたことが判明したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、見舞金の支給の決定を取り消すことが適当であると市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により見舞金の支給の決定を取り消したときは、八潮市犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書（様式第4号）により、その旨を受給者に通知するものとする。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。